

有害獣対策コーディネーター業務委託仕様書

1 業務名

有害獣対策コーディネーター業務委託

2 業務目的

地域ぐるみでの有害獣対策を推進するため、地域内で発生している農作物被害等について、有害獣対策のコーディネートを行うことを目的とする。

3 委託料の上限

1, 420千円（税込）

4 業務委託期間

業務委託契約締結日から令和 3年 2月26日（金）まで

5 業務委託の内容

（1）業務内容

①佐久間地区獣害対策支援チーム運営支援

佐久間地区獣害対策支援チーム運営会議の開催支援、司会進行、議事とりまとめ。

②集落環境診断

中佐久間、上佐久間、大崩、奥山の4地域で平成29年度に開催された集落環境診断会を開催し、集落環境、有害鳥獣被害がどう変化したのか、課題解決のための具体策を話し合う。

これまでの捕獲重視の取り組みから、被害防除、環境整備に重点おいた対策を実施する。

③技術講習会

①の佐久間地区獣害対策支援チーム（仮）における運営会議で決定した内容の有害獣対策の技術、集落リーダー育成の為の研修会を中佐久間、上佐久間、大崩、奥山の4地域で開催する。

(2) 対象地区

鋸南町佐久間地区

(3) 講師

有害獣対策の指導者として経験年数が5年以上、または講義内容に関する講師歴が3年以上ある等、講師として十分な技能と経験を有するものであること。

6 委託経費の対象となる経費

対象となる経費は、事業の実施に必要となる経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金、保険料、借上料、事業実施のための人件費等）とする。

なお、本事業の委託費によって、備品等財産を取得することはできない。

7 業務に必要な書類等

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を得ること。

- ア 業務着手届
- イ 業務主任担当者届、経歴書
- ウ 業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を得ること。

- ア 業務完了届
- イ 業務完了報告書

8 成果品の帰属

本業務に関する一切の成果は、すべて発注者に帰属するものとする。

9 その他事項

(1) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には
予め発注者と協議のうえ、承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従うこと。

(3) 協議会への連絡

受託者は、本業務を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生し
た場合には、速やかに発注者に連絡すること。